

岩手県告示第66号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち農林水産部に係るもの（平成20年岩手県告示第259号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
課名	事業名	課名	事業名
団体指導課	農業経営安定緊急支援資金利子補給、 水産加工経営改善促進資金利子補給、 漁業近代化資金利子補給、漁業経営維持安定資金利子補給及び東日本大震災 漁業経営復興特別資金利子補給	団体指導課	農業経営安定緊急支援資金利子補給、 <u>米価下落緊急対策資金利子補給</u> 、水産 加工経営改善促進資金利子補給、漁業 近代化資金利子補給、漁業経営維持安 定資金利子補給及び東日本大震災漁業 経営復興特別資金利子補給
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			